

## ○酒田市東北公益文科大学生等定住促進補助金交付要綱

(平成 29 年 3 月 15 日告示第 100 号)

**改正** 平成 30 年 10 月 1 日告示第 770 号 令和 2 年 3 月 26 日告示第 121 号

令和 3 年 3 月 10 日告示第 93 号 令和 6 年 3 月 29 日告示第 235 号

令和 7 年 3 月 11 日告示第 175 号 令和 7 年 5 月 19 日告示第 436 号

### (趣旨)

第 1 条 この告示は、東北公益文科大学(以下「大学」という。)又は東北公益文科大学大学院(以下「大学院」という。)で学んだ者の本市定着を促進し地域の活性化を図るために交付する酒田市東北公益文科大学生等定住促進補助金(以下「補助金」という。)に關し、酒田市補助金等交付規則(平成 17 年規則第 53 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) 奨学金 次に掲げるものをいう。

- ア 独立行政法人日本学生支援機構が貸与する第一種奨学金及び第二種奨学金
- イ 市長が認める地方公共団体その他の奨学事業実施団体が貸与する奨学金

#### (2) 正規雇用 次に掲げる要件の全てに該当する雇用形態をいう。

- ア 期間の定めのない雇用(募集要項等に正社員登用制度が明記されている事業所等に、契約社員として雇用される場合を含む。)であること。

- イ 1 週間の所定労働時間が同一事業所に雇用されている通常の労働者と同等の労働契約を締結し、かつ、1 週間の所定労働時間が 30 時間以上であること。

- ウ 雇用保険の一般被保険者として雇用されること。

#### (3) 就業 次に掲げるものをいう。

- ア 市長が認める法人又は団体等(国及び地方公共団体を除く。)に正規雇用されること。

- イ 農業、漁業その他の事業に従事すること。

### (交付対象者)

第 3 条 補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)は、平成 29 年 3 月から令和 8 年 3 月までに大学を卒業又は大学院を修了した者で、次の各号の全てに該当する者とする。

#### (1) 大学又は大学院の修学中に奨学金の貸与を受けた者

#### (2) 第 7 条に定める交付申請を行った月の初日において、本市に住民登録があり就業している者

- (3) 大学卒業前又は大学院修了前に、第5条に定める認定申請を行い、第6条に定める認定通知を受けた者(以下「認定者」という。)
  - (4) 大学卒業後又は大学院修了後5年以内の者
  - (5) 令和8年3月に大学を卒業又は大学院を修了する者は、新やまがた就職促進奨学金返還支援事業による助成候補者認定申請書を令和7年度に酒田市に初めて提出し、候補者の認定を受けた者
- 2 前項の規定にかかわらず、納期の到来した本市の市税を滞納している者は、補助対象者としない。
- (補助金の額)

第4条 補助金の額は、第7条に定める交付申請を行った日以降の奨学金の返還額に相当する額とし、年度の限度額を180,000円とする。ただし、大学を卒業し、かつ大学院を修了した場合は、年度の限度額を240,000円とする。

- 2 補助対象者1人に対する補助金の額は、540,000円を限度とする。ただし、大学を卒業し、かつ大学院を修了した場合は、720,000円を限度とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、令和8年3月に大学を卒業した補助対象者1人に対する補助金の額は、540,000円から新やまがた就職促進奨学金返還支援事業による補助金算出額を差し引いた額とし、228,000円を限度とする。また、大学を卒業し、かつ令和8年3月に大学院を修了した補助対象者1名に対する補助金の額は、720,000円から新やまがた就職促進奨学金返還支援事業による補助金算出額を差し引いた額とし、408,000円を限度とする。

(認定申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、東北公益文科大学生等定住促進補助金交付対象候補者認定申請書(様式第1号)を、大学卒業前又は大学院修了前に市長に提出し、交付対象候補者の認定を受けなければならない。

(交付対象候補者の認定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、速やかに認定の適否を決定し、東北公益文科大学生等定住促進補助金交付対象候補者認定通知書(様式第2号)又は東北公益文科大学生等定住促進補助金交付対象候補者不認定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(交付申請)

第7条 認定者は、東北公益文科大学生等定住促進補助金交付申請書(様式第4号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、速やかに補助金の交付の可否を決定し、東北公益文科大学生等定住促進補助金交付決定通知書

(様式第5号)又は東北公益文科大学生等定住促進補助金不交付決定通知書(様式第6号)により、認定者に通知するものとする。

(状況報告)

第9条 認定者は、市長の求めがあった場合は、就業又は就学の状況に関し東北公益文科大学生等定住促進補助金状況報告書(様式第7号)により報告しなければならない。  
(補助金の取消し等)

第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の取消し又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示に定める補助金の対象要件を欠くに至ったとき。
- (2) 偽りの申請又は不正な方法によって補助金の決定又は交付を受けたとき。
- (3) その他市長が補助金の取消し又は交付した補助金の返還が必要と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取消し、又は交付した補助金の返還を命ずる場合は、東北公益文科大学生等定住促進補助金返還(取消)決定通知書(様式第8号)により行うものとする。

3 前項の規定により返還命令を受けた者は、当該命令を受けた日から起算して2箇月以内に返還命令額を返還しなければならない。

(規則の適用除外)

第11条 規則第13条の規定については第7条の交付申請書及び添付書類に代えるものとし、規則第14条の規定については第8条の審査に基づく決定に代えるものとする。

(その他)

第12条 この告示に定めるものほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この告示は、平成29年3月15日から施行する。

附 則(平成30年10月1日告示第770号)

(施行期日)

1 この告示は、平成30年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行日の前日までに、この告示による改正前の酒田市公益文科大学生等定住促進補助金交付要綱の規定に基づきなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則(令和2年3月26日告示第121号)

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月10日告示第93号)

この告示は、令和3年3月10日から施行する。

附 則(令和6年3月29日告示第235号)

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則(令和7年3月11日告示第175号)

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

附 則(令和7年5月19日告示第436号)

この告示は、令和7年5月19日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

様式第1号

[別紙参照]

様式第2号(第6条関係)

様式第2号

[別紙参照]

様式第3号(第6条関係)

様式第3号

[別紙参照]

様式第4号(第7条関係)

様式第4号

[別紙参照]

様式第5号(第8条関係)

様式第5号

[別紙参照]

様式第6号(第8条関係)

様式第 6 号  
[別紙参照]

様式第 7 号(第 9 条関係)

様式第 7 号  
[別紙参照]

様式第 8 号(第 10 条関係)

様式第 8 号  
[別紙参照]